

3-2 はみ出し広告及び商品展示の適正化

3-2-1 道路適正利用協議会への提案

商店街協定の順守にむけて
道路適正化利用推進協議会への提案
「川崎駅周辺地区におけるはみ出し商品展示及びはみ出し看板の適正化実験」
かわさきTMO
2014年8月5日

はじめに

川崎市建設緑政局路政課を中心として川崎区道路公園管理センター、川崎警察署、経済労働局商業観光課、商店街の商業関係者による7月3日に行われた「はみ出し商品展示及びはみだし看板」における一斉注意喚起パトロールは、大変大きな成果を得るに至ったと評価できます。

しかし、パトロールの翌日にはすべてではないが、かなりの部分で再びはみ出し商品展示とはみ出し看板が公道上を占めてしまいました。このことは、十分に予想されたことですが、7月3日の成果を活かすためにも、今後のさらなるパトロールを速やかに継続的に行う必要があります。

そこで、TMOでは、道路適正利用の長時間の成果を実現すべく、社会実験を行うことを提案します。社会実験では、正常な道路利用が当たり前だということを定着させる手法であると言えます。パトロールによる成果を定着させ、はみ出し商品展示及びはみ出し看板がない、都市空間を形成する目的のための一歩となります。

社会実験の内容

道路適正利用社会実験は、パトロールでの一時的成果を継続的に得るための実験となります。

内容：2014年11月中の一週間継続してパトロールを行う

場所：川崎駅東口特別地区

期間：2014年11月17日（月）～23日（日）

時間：午後4時～6時

体制：川崎市、川崎警察、地元商店街、町内会

適時パトロールとの強化

社会実験の前段として、数回の適時パトロール（16時から19時）を行うことで、はみ出し商品展示及びはみ出し看板の違法性の認知を図ることで、一週間の社会実験による成果と効果を得ることができます。

このパトロールの実施にあたっては、市民からの「市長への手紙」が大きなインパクト

トとなっている。この手紙により道路適正利用への対応がより強力に進める必要性を商業者、行政、警察が認識するにいたっている。



私は幸区に住む1児の母ですが、気がなったことがありましたので、ペンをとりました。

さる7月3日の夕方、川崎駅東口周辺（さいか屋やルフロン）で買物をしていたら、たくさんの警察官と市の人と思われる人たちが商店街をパトロールしているところに止くわしました。市の職員と思われる方に聞いたところ、「道路上に出ている看板や商品を引っ込めるように指導をしています。」ということでした。確かに、銀葉街や新川通りは、通りから看板や商品が無くなっていて、とても広く感じられました。一緒にいた子供も「道路が広くなって、歩きやすくなったね。」と喜んでいました。私も「街がすっきりしていて、買物がしやすい。」と感じました。

翌日の新聞でもそのことが記事になっていました。いつも何気なく買物をしていて、当たり前のように感じていましたが、本当は法律に違反していることを初めて知りました。

ところが何日かして、また買物に行ってみると以前の様に看板や商品が道路上に出ていました。友人に話をしたら、「警察や市の人 came ときだけ、引っ込めて、いなくなれば、また出すのよ。」と書いていました。

販売をしている方は、何を考えで看板や商品を道路上に出しているのでしょうか。法律に触れるような事をしていて、恥ずかしくないのでしょうか。子供も「前のほうがきれいよかったですよね。」と書いていました。

警察や市の方が毎日パトロールをすれば、毎日きれいな状態が長くも知れませんが、そんなことは無理ですし、それでは何の解決にもなりません。

商店街の各店舗の人や商店街の役員の人たちは、どのように思っているのでしょうか。街はきれいな方が買物をする人が増えると思いますが、今のような状況だとラゾーナや小杉のショッピングセンターのほうに人が流れて商店街の売り上げは落ちるのではないのでしょうか。売り上げが落ちるので、また、看板や商品を出す。そうするとまた買物をする人が減る。といった悪循環になるだけだと思います。

商店街の各店舗の人や商店街の役員の人たちは、「昔からやっている。」とか「他の店が出しているから。」というようなことだとしたら1日も早く改めて、きれいで買物をしやすい商店街になるよう商店街全体で取組んでもらいたいです。警察や市の方の手を借りずに自ら標を正してください。法律に違反しているのですから。

きれいになった状況を1度見てしまったので、私はしばらく、川崎駅東口での買物は控えるつもりです。私の他にも同じような考えの人もある筈です。

商店街のみなさん、本気で頑張ってください。お願いします。

どこに出しているのか、わからないので「市長への手紙」を利用しました。関係する課や商店街の人に渡してください。お願いします。



3-2-2 適正化パトロールの実施

商店街協定の順守にむけて
道路適正化利用推進協議会への提案
「川崎駅周辺地区におけるはみ出し商品展示及びはみ出し看板の適正化実験」
かわさきTMO
2014年8月5日

はじめに

川崎市建設緑政局路政課を中心として川崎区道路公園管理センター、川崎警察署、経済労働局商業観光課、商店街の商業関係者による7月3日に行われた「はみ出し商品展示及びはみだし看板」における一斉注意喚起パトロールは、大変大きな成果を得るに至ったと評価できます。

しかし、パトロールの翌日にはすべてではないが、かなりの部分で再びはみ出し商品展示とはみ出し看板が公道上を占めてしまいました。このことは、十分に予想されたことですが、7月3日の成果を活かすためにも、今後のさらなるパトロールを速やかに継続的に行う必要があります。

そこで、TMOでは、道路適正利用の長時間の成果を実現すべく、社会実験を行うことを提案します。社会実験では、正常な道路利用が当たり前だということを定着させる手法であると言えます。パトロールによる成果を定着させ、はみ出し商品展示及びはみ出し看板がない、都市空間を形成する目的のための一歩となります。

社会実験の内容

道路適正利用社会実験は、パトロールでの一時的成果を継続的に得るための実験となります。

内容：2014年11月中の一週間継続してパトロールを行う

場所：川崎駅東口特別地区

期間：2014年11月17日（月）～23日（日）

時間：午後4時～6時

体制：川崎市、川崎警察、地元商店街、町内会

適時パトロールとの強化

社会実験の前段として、数回の適時パトロール（16時から19時）を行うことで、はみ出し商品展示及びはみ出し看板の違法性の認知を図ることで、一週間の社会実験による成果と効果を得ることができます。

川崎駅東口周辺道路適正利用に係る連続パトロール
実施計画書
2014・10・27

目 的

川崎駅東口周辺の商店街の環境悪化が近年とみに進行し、市民の声にも市長あてに東口商店街の環境のひどさを訴える手紙が届いており、東口商店街の重大な危機であるという認識が深まっております。特に、商品の公道上へのはみ出し展示、また広告看板の公道上へのはみ出し設置、そして客引きが環境悪化の要因となっています。

この状況に対して、特にはみ出し商品展示およびはみ出し広告に関しては、この不適正な道路利用に対して川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会として対応を図っており、7月よりパトロールを実施しています。このパトロールによる道路適正利用の促進を、より効果的にし、かつはみ出し商品展示およびはみ出し広告の適正化を常時化するために、連続パトロールを実施するものです。

実施日時

平成26年11月17日（月）～21日（金）
毎日連続的に16時～18時（毎日連続的に実施）

集合場所

別紙案内図の参集場所（パトロール開始**5分前**に集合）

実施場所

①～⑥の商店街を全面的にパトロール（番号は図を参照）

実施体制

商店街から各日4名（各日3商店街1名づつ+TMO）
川崎警察署から毎日2名
川崎市から毎日2～3名
建設緑政局 路政課、自転車対策室
経済労働局 商業観光課、
市民子ども局 地域安全推進課
川崎区役所 道路公園センター、危機管理担当

実施方法

- 1) 実施体制は1班体制で行う。（現場の状況に応じて2班とする）
- 2) 商業者・TMOが主体的に啓蒙・啓発を目的として声かけするが、パトロールの趣旨を理解しない場合は、警察官または行政が指導する

- 3) 特に、常習的状況に対しては厳しく対応する

事前告知

- 1) パトロールの効果を上げるため個店への事前告知を行う
- 2) 告知リーフレットはTMOが提供する
- 3) 配布は各商店街にお願いする
- 4) 報道各社にも伝える

商店街の環境改善にご協力を

11月17日（月）より11月21日（金）までの5日間連続ではみ出し陳列およびはみ出し看板の不法占用物件への指導・注意を実施します。

敷地をはみ出して公道上に商品を陳列することや置き看板やのぼりを置くことは、道路法第43条および道路交通法76条の違法行為となります。

また、来街者・買い物客・市民からは、道路を塞いでの商品展示や置き看板に対する不快感や非難が寄せられており、このままの状態がつづく、来街者・買い物客・市民に見捨てられた商店街となりかねません。一店の違法行為がその通り全体のイメージを傷つけ、来街者・買い物客の心証を悪くしており現状であります。

川崎駅東口商店街としては、これら現状を見て見ぬふりをする段階を越えてきたと判断し、行政、警察と協力し、商店街の道路を適正な利用状態にするために、商店街の各個店の皆様にご協力をお願いする次第です。

これまで、7月3日に東口商店街地区で一斉パトロールを行い、次いで9月、10月と毎週特定の商店街を対象としてパトロールを行っています。その一連のパトロールとして、商店街（TMO）が中心となり、行政および警察の協力の下で、5日間の連続パトロールを行います。パトロールでは、これまで同様に、公道上に「商品、置き看板、のぼり旗など」が置いてある場合は、「敷地内への移動や自主撤去」をお願いすることとなります。事業者としての、自主的な環境改善への姿勢を作っていかなければならない状況あることを、十分にご理解の上に、ご協力をお願い致します。

川崎中央商店街連合会
川崎駅前商店街連合会
川崎銀柳街商業協同組合
川崎銀座商業協同組合
チネチッタ通り商店街振興組合
川崎駅前大通り商業協同組合
川崎駅仲見世通商店街振興組合

かわさきTMO
たちばな通商店街振興組合
川崎駅前大通り灯親会
川崎砂子会協同組合
砂子2丁目町内会
駅前本町町内会

平成 26 年 10 月 30 日

商業協同組合
商店街振興組合
理事長

様

かわさきタウンマネジメント機構
会長 猪熊 俊夫

連続パトロールにおける参加ご協力をお願い

「川崎駅東口周辺道路適正利用に係る連続パトロール実施計画書」にまとめましたように、11月17日（月）から21日（金）までの5日間、路上はみ出し看板、はみ出し商品展示の取り締まりを川崎市、川崎警察署とともに行います。つきましては、各商店街の皆様には、パトロール要員のお手配をお願いする次第です。各日商店街から4名のパトロール要員としますので、5日間で総計20名となります。各商店街様におきましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、各々の担当となりました日のパトロール参加者の氏名をお出しくくださるようお願いいたします。

なお、各商店街の規模に応じて、参加人数をTMOの方で調整させていただきました。各商店街の皆様にはなるべく負担の内容に配置させていただきました。各商店街および商連では1名以上のお名前を11月10日までに下記までお知らせください。よろしくご検討ください。

- 17日（月）銀座街、銀柳街、チッタ通り、TMO
- 18日（火）仲見世、たちばな、砂子通り、TMO
- 19日（水）駅前大通り、チッタ通り、銀座街、平和通り、TMO
- 20日（木）砂子通り、たちばな、駅前商連、TMO
- 21日（金）銀柳街、仲見世、中商連、平和通り、TMO

連絡先：かわさきTMO事務局 044-211-4114

FAX 044-211-4118

神谷または六反 までお知らせください。

また、本連続パトロールを成功させるため、各商店街の皆様におきましては、事前に当日のパトロールを通告、お知らせいただき、路上への看板および商品展示はなきように、ご指導いただけるようお願いいたします。配布資料としては、「商店街の環境改善にご協力を」をご利用ください。

パトロールの手順

- 15:55 集合（川崎市、川崎警察が同行）
パトロール用のビブス等着用
当日の手順の確認（TMOより）
- 16:00 パトロール開始
パトロールは、商業者が前に立ち、①～⑥をまわる
パトロールの道順は各日異なり、当日説明を受ける
- もし、路上での看板、商品展示ある場合は
「商店街環境改善にご協力を」を渡し、説明して
すみやかに看板、商品を路上から撤去することをお願いする
撤去が完了することを見届ける
速やかに撤去しない場合は、市職員および警察官に依頼する
市職員および川崎警察官は、道路法および道路交通法にて取り締まる
はみ出し状況、時間、店名等を記録する
- もし、当日の順路をすべて終わらない場合は、
時間がきたら、集合地に戻る
翌日は、残されたところからパトロールを開始する
- 17:50 集合地に戻る
当日の記録の確認
ビブス等を戻す
- 18:00 解散

(1) 成果の確認

7月3日の一斉パトロール、その後の毎週単位でのパトロールの成果を受けて、11月17日から21日までの商業者主体による「全域5日間連続パトロール」は、特段の事故もなく無事遂行することができた。商店には、パトロール終了後に再びはみ出し看板・商品展示を行う店もあったことは事実である。また、1週間が過ぎ、2週間が過ぎるとその行為が再び目につくようになっている。しかし、一方で、今回のパトロールを受けて、はみ出しを控えている店も随分とあることも確認できることである。これまで、はみ出すことが当たり前、当然のことと捉えていた商業者が、パトロールによりその行為が「違法」であることの実、来街者から批判的目で見られていたことの実を知り、看板を処分することを伝えてきた店もあり、現在も道路にはみ出すことなく商品を展示している店もみられる。このパトロールが示した「はみ出しは違法であり迷惑である」という認識を商業者にひろく伝えた成果は大きい。さらに、はみ出しが目立つ商店街では、「いよいよなんとかしないとまらない」とのことで、本格的な議論が起きており、明らかに一步を踏み出している。この成果を、今後どのように実らせるかが、問われている。

(2) 今後の方針

パトロールの成果を踏まえて、次のステップに入る。今後の目標として「完全にはみ出しをなくす」を掲げる。

1) 警告をともなうパトロールの実行

これまでのパトロールは、事前にパトロールを通知してきている。そのため、かなりの店は事前にはみ出しとしない対応をとってきていた。パトロールでは、通知を知らない店や知っていてもはみ出している店に対して、敷地内に看板や商品を下げる指導をおこなってきた。

今後のパトロールは、さらに厳しい対応をとることを前提として、全域でのパトロールを行い、「警告書」(内容は検討要)を直接店に渡すこととし、警告書が複数枚同じ店に出された場合は、何らかの法的指導または、店の名前の公表を行うものとする。

2) チェーン店のはみ出しへの対応

川崎駅前地区のはみ出しによる違法行為を行っている店のうち「全国チェーン店」が多く目立つ。これらは、並ぶ相互の店の売上を競うため、目に余るはみ出し行為にエスカレートしている。これまでも、それぞれの店にははみ出し

行為の禁止を伝えているが、馬耳東風、馬の耳に念仏といった風で、店長レベルでは聞く耳をもたずという状況である。そこで、差出名は検討するが、本社（社長）あてに、街の中でコンプライアンスを守れない店があることを直接知らせる処置を実行する。

3) 実行への体制

今後の方針として、3つをあげたが、これらの実行には、商業者のみで行えるものではない。これまでのパトロールの成果も、川崎市、川崎警察、商業者の3者が合同したことで可能であった。今後の方針を実行するに当たり、同じように川崎市、川崎警察、商業者が連携し、共同して行っていくことが肝要となる。